

新宿区教育委員会会議録

平成28年第6回臨時会

平成28年11月28日

新宿区教育委員会

平成28年第6回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成28年11月28日(月)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時13分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	委 員	羽 原 清 雅
委 員	今 野 雅 裕	委 員	菊 田 史 子

欠席者

教育長職務代理者	古 笛 恵 子	委 員	菊 池 俊 之
----------	---------	-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
教 育 調 整 課 長	木 城 正 雄	教 育 指 導 課 長	横 溝 宇 人
教 育 支 援 課 長	高 橋 昌 弘	学 校 運 営 課 長	山 本 誠 一
統 括 指 導 主 事	大 友 文 敬	統 括 指 導 主 事	小 林 力
統 括 指 導 主 事	篠 塚 幸 次		

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 管 理 係	薬 袋 和 明
---------------------	---------	-----------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第 1 第 47 号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 2 第 48 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 第 49 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 第 50 号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 第 51 号議案 平成 28 年度新宿区一般会計補正予算（第 6 号）（案）に関する意見について

### 報告

- 1 新宿区学校選択制度検討協議会答申について（学校運営課長）
- 2 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、平成28年新宿区教育委員会第6回臨時会を開会いたします。

本日の会議には古笛委員と菊池委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、菊田委員にお願いをいたします。

○菊田委員 承知しました。

---

◎ 第47号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第48号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第49号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第50号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第51号議案 平成28年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第47号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第48号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第49号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第50号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第51号議案 平成28年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見について」を議題といたします。

ここで皆様にお諮りをいたします。第51号議案でございますけれども、平成28年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会において公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので非公開による審議としたいと思っておりますが、第51号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。御異議ございませんでしたので、第51号議案を非公開により審議するものとします。

それでは、第47号議案から第50号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、具体的な議案の説明の前に、今回の議案につきましては平成28年度の特別区人事委員会の勧告を受けたものが主な内容となっておりますので、その概要を御紹介させていただきます。

まず、公務員の給与改定の仕組みですが、公務員は公共の福祉の向上の立場から労働権の制約がされておりまして、その代替措置として社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するというを目的に給与勧告の制度が実施されてございます。

給与勧告につきましては、地方公共団体の区域内の民間従業員の給与水準と均衡されるということを基本といたしまして、各地方公共団体に設置された人事委員会、23区では合同で設置してございます特別区人事委員会が給与の勧告を行います。地方公共団体は、その勧告を受けまして、その内容に基づいて職員の給与を条例で定めていくというものでございます。

事務局の職員につきましては、区長が条例改正を提案いたします。区立の小・中学校の教員など、いわゆる県費負担職員につきましては、東京都が条例改正を提案いたします。区立の幼稚園教員については、教育委員会から区長に条例改正の申し出を行うものとなっております。

平成28年度の特別区人事委員会勧告の概要につきましては、月例給の引き上げについて民間の給与が0.15%上回っていたことから、公民の均衡を図るため引き上げるものがございます。

特別給についても同様に0.1カ月引き上げをして、4.2カ月から4.3カ月に引き上げるものがございます。3年連続の引き上げの勧告となっております。職員の給与への影響でございますが、平均年間給与として約5万1,000円の増となっております。

それでは、議案概要をごらんください。

第47号議案、新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてでございます。

新宿区特別職報酬等審議会の教育長の給料の改定の答申を踏まえ、教育長の給料を改定するものでございます。特別職報酬等審議会は、条例に基づいた審議会でございます。特別職の報酬や給料について条例の改正を提案する前に、区長が諮問し審議会の答申を受けるものでございます。今回の答申では勧告と同様の引き上げについて妥当という答申をいただい

ございまして、それを踏まえた改定でございます。

条例改正の内容については、公民較差の0.15%相当分を引き上げるということで、79万6,000円から79万7,000円になるものでございます。施行期日は平成29年1月1日でございます。

それでは、第47号議案の新旧対照表をごらんください。右側が現行で、左側が改正後の案で、下線部が改正部分となっております。

提案理由でございます。新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、第48号議案でございます。新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらにも勧告を受けまして、改正内容1として、給料表の改定で、給料月額を引き上げるものでございます。また、2として勤勉手当の支給月数の改定で0.1カ月分の引き上げで4.4カ月とするものです。再任用職員については0.05月引き上げで2.3カ月とするものでございます。

施行期日は公布の日。ただし、平成29年度以降の支給分については平成29年4月1日から施行となっております。

適用日については、上記1に掲げる部分は平成28年4月1日から、上記2のうち平成28年度の勤勉手当の部分は平成28年12月1日から適用するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

平成28年度に改正を適用する部分については、第30条の下線部、一般職員が0.1カ月、再任用については0.05カ月引き上げるといった内容となっております。

平成29年度の適用の部分では、平成28年度につきましては12月支給分に0.1カ月分上乗せして支給いたしますが、平成29年度以降は6月と12月の2回に振り分けて支給することから、それぞれ平成28年度の改正から0.05カ月引き下げるといったものでございます。なお、支給額に変わりはありません。

附則をごらんください。それぞれ施行期日や適用関係をあらわしたものとなっております。

また、別表として給料表を添付しております。現在の給料月額と改正後の給料月額がそれぞれ記載してございます。

第48号議案の提案理由でございます。新宿区幼稚園教育職員の給与を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続いて、第49号議案、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

こちらは、条例改正に伴い改正するものでございます。議案概要の改正内容の2に記載の第2条による改正の(2)の部分につきましては、勤勉手当の算定の基礎となる欠勤等日数について、育児休業を取得した場合で、その期間が1カ月以下のときはこれを欠勤等日数として扱わないこととするものです。これは、人事委員会勧告によるものではなく、別の理由による改正となります。これまで育児休業を取得した場合には、欠勤日数に応じて勤勉手当を減額してございましたが、育児休業の取得の推進ということを目的に国の動向などを踏まえ、育児休業を取得した期間が1カ月以下の場合は欠勤日数として扱わず、勤勉手当を減額しないといった内容となっております。

本議案には特記事項を付してございます。こちらの規則は、条例改正が承認された場合に改正するといった内容のものでございます。

新旧対照表をごらんください。平成28年度の適用の部分については、支給割合は条例と同様のものとなっております。また、平成29年度適用の部分は記載のとおりでございます。

また、第5条の改正として、欠勤等の日数を規定する第6号について、育児休業の1カ月分を欠勤に含まないものとする規定でございます。

それでは、第49号議案の提案理由でございます。新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関し、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続いて、第50号議案でございます。新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則というものでございまして、新宿区幼稚園教育職員の給与を改定することに伴い、幼稚園教育職員が昇格した場合における昇格後の号級を定めた昇格時対応号級表を改定するものでございます。

こちらの改正につきましても給与改定に伴うものでございます。職員が上位の職、例えば副園長、また園長に昇格した場合に、昇格意欲の維持の観点から、どの号級にあっても必ず一定以上の号級を引き上げますが、今回の人事委員会勧告に基づいた給与改定では、園長と副園長の号級の給料月額が引き上げられる点を踏まえ、その上げ幅を調整する内容となっております。

改正内容については、3級（主任教諭級）から2級（副園長級）に昇格する場合及び2級

(副園長級) から1級(園長級)に昇格する場合における昇格後の号級のうち一部を改定するものでございます。

成立要件につきましては、第49号議案と同様でございます。施行期日等も同様となっております。

それでは、第50号議案の新旧対照表をごらんください。下線部の号級について改正するものでございます。

第50号議案の提案理由でございます。昇格時対応号級表を改定する必要があるためでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

では初めに、第47号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第47号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第47号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第48号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○今野委員 特別区人事委員会の勧告で官民較差解消のために給料を上げるということで、これは公務員の給与の仕組みだと思います。今回はトータルに0.2%上げるということのようですが、各区の幼稚園教諭の給料に違いはあるのでしょうか。

○教育指導課長 特別区の幼稚園教諭、いわゆる23区の幼稚園教諭は同じ給料表が適用されますので給料に違いはありません。

○今野委員 分かりました。

○教育長 補足になりますが、特別区の一部事務組合に幼稚園教諭のためだけの教育委員会が設置されていて、給与等については一部事務組合の教育委員会が担当するという制度になっています。

ほかに何かございますでしょうか。

なければ、第48号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第48号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第49号議案について御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第49号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

第49号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第50号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第50号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

第50号議案を原案のとおり決定いたします。

それでは、第51号議案に入りますので、恐縮でございますが、傍聴の方、よろしくお願  
いいたします。

〔傍聴人退席〕

午後 3時21分再開

○教育長 以上で、本日の議事を終了いたします。

---

#### ◆ 報告 1 新宿区学校選択制度検討協議会答申について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○学校運営課長 報告1の新宿区学校選択制度検討協議会答申について、御報告いたします。

資料に別紙1として答申をお付けしていますので、ごらんいただけますでしょうか。

まず、この答申に至る経過をご説明いたします。去る5月30日に第1回新宿区学校選択制度検討協議会が開催され、未就学児の増加傾向や、子どもの安全・安心への配慮の高まり、地域との連携による学校づくりなど、時代に対応した教育環境を整備するために、学校選択制度に関連する事項について酒井教育長より勝野検討協議会会長に諮問が行われました。その後、7回にわたる検討協議会の議論を積み重ね、去る11月15日にこの答申が勝野会長より酒井教育長に手渡されたものでございます。

次に、答申の内容でございます。

答申の内容としましては、記書き以下のとおり2点でございます。

まず第1点目としましては、今後の小学校の学校選択制度に関連する事項についてでございます。

内容としましては、小学校での学校選択制度について見直し（廃止）とするものでございます。

またその一方で、兄弟姉妹、いじめ等の特別な事情を可能な限り酌み取った就学を可能とするために指定校変更制度の申請時期や要件の一部を緩和するとともに、十分な周知を行っていくといったものでございます。

2点目としましては、今後の中学校の学校選択制度に関連する事項についてでございます。

内容としましては、中学校での学校選択制度については維持をするというものでございます。

ただし、ここにございますように、生徒数の人口動態、社会状況の変化・変動があった場合には見直しを行っていくこと。それから、指定校変更制度の要件については部活動を基準に明記するなど一部を見直し、これも小学校と同様に十分な周知を行っていくといった内容でございます。

別紙2として、新宿区学校選択制度検討協議会報告書がございます。

報告書には目次がございますが、この目次に従いまして概要を御報告いたします。

まず、Iの新宿区学校選択制度検討協議会の設置でございます。

ここにございますように、構成員としましては学識経験者、地域関係団体代表、保護者の代表等に加え、区の職員で構成されてございます。また、別添資料の2として委員の名簿をおつけしております。

会長は、委員の互選により、東京大学大学院の勝野正章教授、それから副会長として明星大学教育学部の邑上准教授が選任されてございます。

審議経過として資料3をおつけしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

目次にお戻りください。Ⅱとして「新宿区の『学校選択制度』」がございませう。それから、Ⅲとして「検討の進め方」。Ⅳとして「保護者などへのアンケートの実施」。Ⅴとして「小学校の『学校選択制度』の検討」。それから、Ⅵとして「中学校の『学校選択制度』の検討」とございませう。これにつきましては、先ほど申し上げました第1回目から第7回目までの審議経過にほぼ沿った形で構成してございませう。

それでは、Ⅱの「新宿区の『学校選択制度』」についてでございませう。

ここにございませうように、学校選択制度につきましては、就学の仕組みと学校選択制度の現状と状況について確認を行ってございませう。選択制度の利用率も含めて記載してございませう。

それから、5ページはⅢの「検討の進め方」としまして、5月30日の第1回目の検討協議会では、①として、基礎資料としてアンケートを実施すること。②として、小学校と中学校では、選択できる学校の範囲、抽せん校で選択できない学校の状況、年齢に応じた成長過程の違いを踏まえ、小学校と中学校と分けて議論していくこと。③として、平成30年の4月の入学手続に反映するため、平成28年11月末までに答申を取りまとめること、が検討の進め方として確認しました。

次に、Ⅳの「保護者などへのアンケートの実施」とございませう。対象者としては、保護者、教職員、PTA、園長、それから地域団体の会長等に対して行っております。

6ページをごらんいただけますでしょうか。これはアンケートの実施状況の全体像でございませう。4,851名にアンケートを送付いたしまして、3,897名から回答が寄せられました。回収率は、80.3%となっております。

このアンケートを踏まえ、7ページにございませう「小学校の『学校選択制度』の検討」に入りました。

小学校の学校選択制度の現状等について、また、今後についてを記載してございませう。

続いて、11ページは23区の小学校の学校選択制度の状況を示してございませう。

次に、12ページがアンケートの集約結果等でございませう。

14ページをお開きいただけますでしょうか。アンケートも含めてこれらの小学校の学校選択制度を取り巻く現況を踏まえた中で、協議会のメンバーの方からさまざまな意見が出され

て、ここに集約してございます。

カテゴリーごとに概要を御紹介しますと、まず小学校、アンケート結果についてというところがございます。

学校選択制度は維持してほしい。指定校変更制度が利用できる人とできない人がいて、保護者に負担感があるといった御意見がございました。

また、現在の学校選択制度については、そもそも制度が利用できない保護者が多数いる状況があって、問題がある仕組みとなっている。しかも、学校選択制度、指定校変更制度を合わせても1割程度しか制度の恩恵をこうむっていない。9割の方が地元の学校に通っている。子ども的人数が多い時代がしばらく続くということで、早目に手を打つことが大切だといった御意見がございました。

また、約9割の人が地元に通わせているといった状況で、指定校変更を利用したという3%の方たちがどのように小学校を選ぶことができるかどうか検討していただければよい。

また、15%の未就学児の保護者、これは保育園や幼稚園にもアンケートをとりましたけれども、選択したいと希望しているが、必ずしも指定校変更制度で救えないものではない。指定校変更制度で学校を選びたいということであれば、それにしっかりこたえる仕組みとしての指定校変更制度を検討すべきだといった御意見もございました。

15ページに「地域と小学校との関わり」。学校で学び、家庭で育ち、地域で成長するという視点が大事だ。平成29年度には地域協働学校に小中学校全校が指定される。こうした状況を踏まえて学校選択制度の検討を行っていく必要がある。

もう1点、小・中学校における子どもの発達・成長段階は大きく異なっている。小学生は地域から見守られている存在、中学生は見守られている存在から一步踏み出して地域とのかかわりの中で地域への貢献・還元を教えていくことが重要といった御意見もございました。

また、学校の受け入れ人数の拡大。少人数指導などさまざまな小学校の活用があって、それに伴って、児童の生徒数が増加している。教室増が困難な状況がある中で、学校選択制度、指定校変更制度の運用について議論すべき。こういう前提のもとにやるべきといった御意見がございました。

それから、16ページです。区民にとっての公平性の確保。社会・教育環境の変化にあわせて、どのような制度であっても一定期間後に見直すことは大事である。学校選択制度についても、区民にとって公平・平等な仕組みとして考えていく必要があるといったところがございました。

そういった議論を踏まえて、17ページでは、「今後の小学校の『学校選択制度』に対する考え方」といったところで検討協議会のまとめでございます。

1点目は、震災・防犯への対応を初め、子どもの安全・安心の確保。地域の子どもは地域で育てていく。人口増や選択できない学校等、制度導入から12年間経過して公平性の確保は難しい状況になっている中で、地域の子どもは地域で育てていくことを基本に学校選択制度を見直していく必要があるといったところで、先ほど答申の内容で触れましたように、小学校の学校選択制度については見直し（廃止）とする。ただし、一方で指定校変更制度の申請時期や要件の緩和をするというところが小学校の学校選択制度の結論となってございます。

それから、18ページをごらんいただけますでしょうか。

先ほど来出ております見直し（廃止）の一方では、指定校変更制度の申請時期や要件の一部緩和といったところでございます。

今、学校選択制度は小学校は9月の選択になってございますけれども、それがなくなったときにどのような形になるのかというところでございます。現行の制度の入学決定時期を参考に、11月に第1次の入学者を決定する仕組み。これは指定校変更制度を利用したもので、第1次。第2次としては、これも今まで同様でございますけれども、国公立、私立等の確定後の就学予定児童数の状況の変化を踏まえてといったところでございます。

それから、後先になって申しわけございませんけれども、20ページに従来の流れと新たな流れを2段書きでお示ししていますので、これを参考にしながらお聞きいただければと思います。

18ページにお戻りください。2の（2）にございますように、指定校変更基準については、基準に「特色ある教育活動」を加えるとともに、基準の内容をより明確化し、ウエートづけを行う。

先ほど検討委員の方の御意見の中にありましたけれども、子どもの状況を考え、指定校変更制度に学校を変更できる形を残せば、選択制度を無理に残す必要はないといった御意見等も踏まえてございます。

従来の指定校変更の仕組みでは、そのあたりを見直しまして、「特色ある教育活動」というものも加えました。20ページを見ていただくと分かりますけれども、兄弟姉妹、健康、いじめ、このあたりまではSランクで考えています。それから、距離、一時帰宅先といったところがございます。

先ほど申し上げました11月に第1次入学者をまず決定する。2月からは第2次入学者の決

定、その後のキャパシティーを見ながらやっていくといったところでございます。

それから、19ページに指定校変更基準の新旧対象。下のほうが従来の、これは小・中学校、同じ基準表を使っておりましたけれども、今回、同時に見直しをさせていただくといったところでございます。

一番特徴的なのは、ここに囲みで新規とございますが、「特色ある教育」。学校選択制度における各学校の学校公開等により、特色ある教育活動を追加しております。距離の問題はありますけれども、隣接校等を中心として特色ある教育というところが今まで指定校変更基準になかったものですから、今回、新たに入れさせていただくといったところがございます。この詳細については省かせていただきます。

「いじめ」のところも、昨今のいじめの状況は深刻な場合もございますので、通学困難な状況について配慮することが教育上適当と客観的に判断できる場合とございます。書類がない場合、関係者への聞き取りを行う。ここは、従来から申請書にしっかりその辺のいじめの状況を書いていただきますけれども、ただ、本人から書面だけではなくて、私ども担当者が面談いたしまして、そこを十分に聞き取った中で、また、個人情報には十分な配慮をしながら、関係者とか学校の聞き取りを行いながら、適時適切にやっていくといったところを改めてお示ししているところでございます。

それでは、21ページをごらんいただけますでしょうか。

VIは「中学校の『学校選択制度』の検討」でございます。

ここも、先ほどの小学校と同じように21ページから23ページまでは、過去の状況の推移を検討委員の方に十分御理解いただいた中で、24ページはこれからの状況を含めての推移といったところ。

小学校と大きく違うのは、人数の伸びは小学校では大きいのですが、中学校は小学校よりタイムラグがあるといったところはございます。

それから、25ページにつきましては、小学校と同様に23区の学校選択制度の状況をお示したものでございます。

26ページは、アンケートの集約結果を記載したものでございます。26ページから27ページでございます。

28ページでございます。「中学校の『学校選択制度』の今後の方向性」といったところをアンケート結果も含めて、現状などを含めて、委員の皆様にご協議、議論していただきました。

まず、1点目でございますように、中学校では5割近くが選択制度を維持、中学3年生に至っては7割が維持という回答がございました。小学校とはその辺の大きな状況があり得るといったところもございます。

それから、地域と中学校とのかかわりのところでございます。

小・中学校における子どもの発達段階、成長過程は大きく異なっている。小学生は地域の中で見守られる存在であり、中学生は見守られる存在から一歩踏み出して、地域とのかかわりの中で地域への貢献・還元を教えていくことが重要といったところがございます。

この辺が小学校と中学校の結論の違いについての認識で、こういう理解ではないだろうかという御意見を幾つか出されたものを掲載してございます。

それから、29ページのところでございます。「指定校変更制度」と丸で囲みがございます。中学校の指定校変更の基準も今回の検討にあわせて見直すべきだ。部活動については基準を設ける。

一時帰宅先についての見直しといたしますのは、小学校は成長発達段階で、小1のお子さんの中1のお子さんでは一時帰宅先というのは違いうだろうという御意見も出されまして、そこは見直しをしていくといったところがございます。

今後の方向性としては、先ほどありましたように、小学校と中学校ではアンケート結果も違う。小学校と同じ結論はなじまないといった御意見がありました。中学校は小学校と異なり、また部活動という中学校ならではの独自の状況もある。一番多感な時期に充実した学校生活を送るためにも、人間形成の大事な時期として学校の選択に当たっての部活動の位置づけをしっかりと考え、今後の方向性を検討していくことが必要である。

その下でございますように、新宿区の特徴として、中学校への進学に当たって一定数が国立、私立に進学している状況もあり、小学校と異なり、新入学者の増加傾向もはっきりとはあらわれていない。ここは小学校とまた大きく違うところです。抽せん校も特定の学校だけという状況であり、当面、現在の学校選択制度を維持していくことが望ましい。

こういう御意見も踏まえて、30ページ、31ページに集約してございます。

31ページでございますように、これらの状況を踏まえ、今後の中学校の学校選択制度に対する考え方については、先ほど来、答申の内容でも触れましたけれども、中学校の学校選択制度は維持。ただし、生徒数、人口動態、社会状況の変動に応じて再度見直しを行っていく必要がある。

指定校変更制度については、基準を次のとおり見直した中で、保護者に対して十分な周知

を行っていく。

今回、中学校の指定校変更の基準の見直しにつきましては、部活動を加え、一時帰宅先を削除するとなりましたけれども、小学校と同じように、S・A・B・Cのウエートづけを行う。これは、33ページの中学校の入学決定の流れの「従来の流れ」と「新たな流れ」というところをごらんになっていただけますでしょうか。

学校選択制は維持ですので学校選択制での基本は変わりませんが、2月からの指定校変更の受け付けにつきましては、小学校と同様に、SランクからBランクといったウエートづけを行っていく。

32ページにも「現行基準」と「新たな基準」とございますけれども、現行基準は小学校と全く共通のものを使ってございましたけれども、中学校については新たに部活動を新規で入れるといったところでございます。

それから、逆に一時帰宅先については削除するといったところが、検討協議会の結論として出されてございます。

最後に、今後につきましては、この答申をもとに教育委員会の基本方針（案）を策定いたしまして、来年、パブコメ地域説明会を行った上で、それをまた取り込んだ上で基本方針を策定いたしまして、保護者・区民に十分周知を図った上で、平成30年4月からの入学に反映していく予定でございます。

雑駁ではございますけれども、以上で報告を終わります。

○教育長 報告が終わりました。

御質問、御意見等があれば、お願いしたいと思います。

○羽原委員 協議会の先生方初め、いいものをまとめてもらったと思いますし、また、事務局としても、非常に分かりやすく整理されて、御苦労様でしたと申したいと思います。

その上で、基本的に、印象としては小学校が約9割、中学校が75～80%が地元の学校へ行っていて、残りの1～2割の方々に対する対応策ということですから、その条件の整理がよくできていて、多分、それに該当しないケースはほとんどないのではないかという印象があるぐらいによくフォローされています。前の案はもう少しおおらかというか、大まかでも済んだ時代でしたが、ニーズが厳密になってきた点を踏まえているという意味ではいい報告ではないかと思っております。

その上で、若干、質問したいと思います。先ほど説明があったいじめというところですが、小学校・中学校のいじめ。これはSでいいと思います。ただ、その書類がない場合というよ

りは、書類は出て、なおかつ聞き取りをやるという、2つのプロセスを踏まえるという表現のほうがいいのではないのでしょうか。これは協議会の報告書だから修正をしていいのかは分かりませんが、そういう印象があります。

その基準の中で、小学校のほうは特色ある教育、それから中学校のほうは部活動というように厳密に限定した。ただ、中学は部活動だけで、教育目的に関することがなくていいのでしょうか。文言上、レアケースにしても、「などとする」とか、何か道が開けて、その枠内で対応策が講じられるとすれば、そのほうがいいのではないか。余り厳密にしまうと、条項にないから云々という話にもなるといけないなと思いました。

それから、もう1つ。これは、この問題に限らないのですけれども、小学校の場合はもうしばらく入学希望者が増える可能性もあるわけですから、各小・中学校の、いわゆる特別教室を通常学級の教室にするとか、そのキャパシティですね。これはどうしても手放してはいけません。つまり、理科室や音楽室などは特定の目的でどうしても必要なように、特別教室と通常の教室を最大限どこまで増やせるのか、公表できるものではないかもしれませんが、一度まとめて見せてもらいたいと思います。

例えば、四谷小学校は増やしたくても、教室が足りないという問題。そのことがしばらくは新宿区にはないとしても、いずれ教室数が足りないということになったときに、教室というものをどう考えるか。つまり、少しゆとりがあるぐらいにつくらなければいけない。横に広がらなくても、上に伸ばすとか。ぎりぎりの教室数であっては、教育上、望ましくないわけですから、その辺の参考資料としても、少しそういうデータがあったらどうかと思いました。

以上です。

大変、御苦労さまでした。

○学校運営課長 まず、1点目のいじめのところの記載でございます。書類がない場合、関係者の聞き取りを行うという点については、「書類とともに」や「書類にあわせて」といった表記も検討していければと思います。検討協議会は既に終わっていますけれども、趣旨にはなっていると思いますので、そのような対応をさせていただきたいと思います。

それから、中学校の指定校変更小学校と同様の「特色ある教育活動」という項目がないというご指摘ですけれども、中学校の場合は学校選択制度で事実上取り込まれております。小学校は選択制度がなくなってしまうものですから、それをどうやって救っていくかということ考えた結果、指定校変更を新たな項目としてつけさせていただきました。中学校は、

学校選択制度の中で十分対応させていただきまして、「その他」という項目もございますので、事情によってはその中でも対応可能かと考えてございます。

最後に、これからの児童・生徒数の増。中学校は若干、小学校よりタイムラグはあるかと思えます。ただ、人口増は進んでいるのかなと思ってございます。

特に小学校においては、教室増の対応について、各学校を精査してございます。今後、中学校も、国・私立への進学が、毎年増減が大きいものですから、予測的なものはなかなか厳しい部分があります。私どもで、想定をしているものから、また委員の皆様にご紹介していければと考えてございます。

○羽原委員 中学校の「その他」の部分で救済できる。よく分かりました。

それから、教室の問題は、中学の場合、特に掌握しにくい。掌握はしにくいけれども、僕の感覚は、津久戸小学校みたいに、教室がないからという理由が統合問題の1つの理由と思っただけけれども、義務教育の段階で教室が足りないからということは余り好ましいことではないと思うのです。

ある小規模校は教室が余るぐらいあって大変豊かな使い方ができるけれども、特定の学校はそれが不可能で、不自由な状態もある。そうすると、例えば1学級の人数をどうこうするというのは今ストップしたとしても、将来的に言えば、1学級の人数を減らすという流れは拒絶できないのではないかと思うのです。とすると、各学校の教室を確保するということは、基本的に大きな問題ではないかと思うものですから、ぜひ配慮していただければと思います。

○学校運営課長 その辺は十分とらまえて、研究・検討を進めさせていただきたいと思います。

○教育長 学校の普通教室についてですが、私の出身の西戸山小学校では、1学年が7クラスの時期がありました。ですので、教室数としてはありますが、それをランチルームや、PTA室などにしています。現在では、教育活動の環境整備に使っていますけれども、もう一度その部分を普通教室に戻している学校もございます。必要に応じて検討させていただいて、協議会などの場で皆様にお示しできればいいなと思っています。

いじめについてのご指摘ですが、これは、答申の中に出ているため直せませんが、学校選択制度の見直しについての最終的な決定の際にお示しできればと思いますので、よろしくお願いたします。

ほかに何か、ございますでしょうか。

○菊田委員 指定校変更制度については、特別な支援を必要とするお子様たちに関しては非常に大きな問題、非常に重大な問題だと思います。その方たちが、答申の中の許可の基準のと

ころのどこに入るのかと思うと、多分、1番の健康的な理由か、あるいは、10のその他、子どもの特性や指定校に通うことができない事情についてというところに入るのかなという気がいたします。10に関してはランクづけがされていないのですけれども、これはどういう扱いになるのでしょうか。

○**学校運営課長** 特別な支援を必要とするお子様については、教育支援課と十分協議しながら対応させていただいています。

一般的に、この基準では特別支援教育という記載はございませんけれども、ここでは「子どもの特性」と先ほど委員がおっしゃいましたような条項を使いながら、そのお子さんの状況をしっかり教育支援課と共有しながら指定校変更を今でも対応しておりますが、これからもしっかり対応させていただいてございます。

○**菊田委員** なるほど、分かりました。

その場合、ということは、就学相談にかかって、そこで多分、学校をどの学校にしましょうかということでお話し合いがされていくのだと思います。その過程の中で親御さんとしてはどの学校に入れるのだろうかというのが、ずっと心配だと思うのです。それを就学相談の中で道筋を見せていただいて、そして指定校変更になるけれども、それは教育支援課も一緒になって、しっかりと学校運営課に連絡をしながら、ここできちんと話し合いができるということをお示しいただければ安心させてもらえるのかなと思います。よろしくお願いします。

○**教育長** ありがとうございます。

これは、最終決定の際にしっかりと説明をしたほうがいいかもしれない。聞かれたら答えるのではなくて、聞かれる前に、このようにしていますということを説明できたほうがいいということですよ。

○**菊田委員** はい、そうです。

○**教育長** よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。

○**今野委員** 既にでき上がっているものなので、修正などということではないのですが、感想を幾つか、気のついたところをと思います。

まず、答申の最初のもので。答申文の「記」の小学校のところですが、2行目に「ご家庭や子どもの状況」と書いてあるのですが、ここは「ご」は要らないのではないかと思います。それから、「見直し（廃止）」と書いてあるのは、見直して廃止にするということですが、どちらかという廃止と非常にはっきりしているので、「見直し（廃

止)」ではなくて「廃止」でいいのではないかと思います。

その後の「一方で」のところ、指定校制度を改善するということですが、その書き方が、「兄弟姉妹と同じ学校への就学希望やいじめ等の特別な事情、ご家庭や子どもの状況を可能な限り汲み取った就学を可能とするため、『指定校変更制度』の」とかかります。兄弟姉妹やいじめに係る部分は指定校変更制度を従来からやっていて、今度、それを見直すものでもないのです、どうでしょうか。

指定校変更制度を実施してきているけれども、さらに使いやすいようにということです。時期の「緩和」と書いてあり、申請回数も増やし、許可要件の一部も「緩和」というより「追加」でしょうか。新しい今までにない要件も理由も認められるということだろうと思うので、少し言葉を補ったほうが正確で分かりやすくなるかなと思いました。

本体の18ページが、選択制度を廃止して、指定校制度の改善をするということで、大事なところなのですが、(1)でいきなり「現行制度の入学決定時期」云々と書いてあるのが、区民からすると指定校変更制度との関係で少し分かりにくいのではないかと思います。

(1)の後(2)は内容で、(3)、(4)は時期に関係することなので、少し読みにくいです。本当は内容の基準変更が先にあって、そして決定時期というか申請時期を増やすということで順序を整理されたほうがよかったかなと思います。

それから、「指定校変更基準については、基準に」ということが書いてありますけれども、ここも少し読みにくい。

表を見れば分かるのですが、「指定校変更の認可基準については、基準に『特色ある教育活動』を加えるとともに」と書いてあります。しかしながら、特色のある教育活動を重視して、それを強く希望する場合も認められるようになったというように中身を少し書いたほうが、ここではいいのではないのでしょうか。

それから、S、A、B、Cのウエートづけを行うとだけ書いてありますけれども、これも認可基準についてウエートづけというか、競合したときに優先順位でとられますよということなので、その内容はすぐ下の11月とか12月で競合した場合にSが優先されると書いてあります。これは中身の、最初にウエートづけしたと言ったときに、そこで言ったほうが分かりやすいだろうと思います。

11月と2月は大体同じ内容が書いてあるので、もう少し整理ができるのではないのでしょうか。

それから、図表の8と書いてありますが、これ自体は検討のときの経過がよく分かる資料ですけれども、最終的になったものが図表8として出てくるのだろうと思いがちでした。

細かいことで恐縮なのですが、例えば2番目の理由の項目を挙げてあるわけですが、「距離が近い」という記載も、ほかは体言、名詞で書いてあるので違和感があります。「通学距離」とか、何か別の言葉がいいのではないかと思います。

今回は、A、BとかSというようになりましたので、どうでしょうか。これはどちらか分からないのですが、今までは何もなかったのですが、今度は優先順位がつけましたので、上のほうにSとか、AとかB、その順番で並んでいるほうが分かりやすいと思いました。

細かいことばかりで恐縮ですが、少し感じたことをお伝えしました。

○教育長 ありがとうございます。

○学校運営課長 今野委員、いろいろ貴重な御指摘ありがとうございます。

答申としては既に受領してございますけれども、今後、教育委員会の方針案を地域説明会等で区民の方に周知する際に、順番や表現などの御指摘も踏まえて説明してまいりたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。

○羽原委員 地域説明会の際の資料になるのか、新入学者の保護者に配るのか。これだけのボリュームなので概要版にしたとしても相当なものになると思いますので、もう少し小学校用、中学校用と分かりやすいものがないでしょうか。全体的にはほとんどの人は地元の学校へ行きます。それ以外の一、二割の方たちへの説明なので、詳しくは別の文書というようなことでもいいので、なるべく全体像で示して、ああいう場合、こういう場合といったものではなく、導入部に値するようなもの、そういう簡潔なものをぜひ工夫されたいと思います。

役所の文書的にいうと、漏れがあってはいけない、といったものだとかえって理解をそぐるので、制度は変わったけれども、変わったということよりも、新しくこういうことになるというところを強調できるように、ぜひ多くの方に分かりやすい説明をお願いしたいと思います。

○学校運営課長 貴重な御意見をいただきありがとうございます。そのように、簡潔明瞭に分かるような形の資料づくりをさせていただきたい。

ただ、1点だけ申し上げますと、本日はプロセスの御紹介でしたので、微に入り細をうがち、少し冗長な表現もございました。場面によって分かりやすさというのが異なると思って

ございますので、それに応じて十分な理解を得られるような資料作成並びに説明をしてまいりたいと考えてございます。

○教育長 段階を分けた説明で、一般的に分かる話と、制度を利用したい人からの具体的な問い合わせに対しては、きちんと包み隠さず、基準を示していく。制度全体の理解を深めるための資料、制度を利用する方のための具体的な資料、こうした、ある程度段階を分けた資料をつくらなければ、パブリック・コメントも制度に対する基本的な理解が得られていない中での意見になるといけないことだと思っています。その辺は気をつけて作成に当たってください。

ほかに、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 今までにないアンケートの回答件数となっていますし、私立幼稚園の人にも協議会に入っていたというようにもございます。今後、教育委員会としての制度案をつくり上げてパブリック・コメントに諮っていくということなので、もう一度、内容等については御審議をいただくことになろうと思います。

いずれにしても、指定校変更制度について皆様にご理解いただくことが肝になると思いますので、その点を十分注意して、早急に作業に入っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項1についてはよろしいでしょうか。

[はいの発言]

○教育長 報告事項1の質疑は終了させていただきます。

---

## ◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですけれども、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

## ◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

午後 4時13分閉会